

平成 20 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：大臣官房公文書管理課

評価実施時期：平成 21 年 8 月

政策分野：公文書館関連政策

政策	公文書等の保存及び利用の取組
基本目標	歴史資料として重要な公文書等が体系的に保存され、国民がそれを容易に利用できるようになるよう、その管理の一層の充実を図る。
評価方式	実績評価方式

1 政策の概要

(1) 政策の背景・必要性

国の活動や歴史的事実の正確な記録である公文書は、過去から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な、国民の貴重な共有財産であり、こうした公文書を十全に管理・保存し、後世に伝えることは、国の重要な責務である。特に、歴史的に価値のある公文書が確実に公文書館に移管されるようにするため、保存期間を終えていない公文書の移管前選別や散逸防止のための中間書庫制度の導入及び昨今の電子化の流れを踏まえ、電子公文書等の増に対応した移管ルールとシステムの構築について早急に検討することが必要となっている。このため、実験的に中間書庫を内閣府内で試行する「中間書庫パイロット事業」と、電子公文書等の移管等の実証実験調査を実施することとした。

(2) 主な施策の概要

公文書館制度の推進

歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管を進めること 中間書庫システムの実現に向けて、平成 19 年度より引き続き内閣官房、内閣府の行政文書の一部を受け入れ、共用書庫のパイロット事業を実施し、問題点等の把握・検証を行うこと これまでの電子公文書等の移管関係の調査研究結果等を踏まえた、電子公文書等の移管制度設計に必要な調査を、プロトタイプシステムを用いた実証実験により総合的に行うこと などの事業に積極的に取り組む。

(3) 主な施策の予算額

(単位: 百万円)

主な施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
公文書館関連政策	25	52	134

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 159 回国会施政方針演説	平成 16 年 1 月 19 日	政府の活動や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	年金記録などのずさんな文書管理は言語道断です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します。

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
		上：目標値（目標年度）		
		下：実績値		
ア 中間書庫パイロット事業における取扱い文書数	- -	- 239	対前年比増 262	達成できた
イ 電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用開始に向けた、電子公文書等の移管、保存等に関する調査研究等の作業の進捗状況	- -	- -	適切な研究成果の確保 結果は後述	達成できた

(達成状況は、目標以上の成果を達成できた、達成できた、達成に向けて進展があった、達成に向けて一部進展があった、達成に向けての進展はなかった、わからない)の6つの区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成 20 年度である。達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。)

(2) 平成 20 年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成 20 年度に目標とされた 2 指標について、いずれも目標を達成できた()。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 中間書庫パイロット事業

平成18年6月の内閣官房長官懇談会報告書により提言された公文書等の中間段階における集中管理の仕組み(いわゆる「中間書庫」)の制度を実現するため、平成19年度から中間書庫パイロット事業を実施している。パイロット事業では、制度設計に資

するため、実際の運用に向けた利便性、迅速性、安全性等の要素を検証しているが、昨年度よりも多い取扱文書量が確保でき、より多角的な検証を行うことができた。

イ 電子公文書等の移管、保存等に関する調査研究等

電子公文書等の移管に関しては、内閣官房長官主宰「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の平成18年度の報告に基づき、5年計画で取り組んでいるものであり、平成23年度から電子公文書等の国立公文書館への移管を開始することとしている。

平成20年度は5年計画の3年目であり、当初の予定どおり、内閣府において「プロトタイプによる総合的検証」を行い、平成21年度に国立公文書館で取り組む本システムの設計に必要な要素や、各府省に対し、実際の環境に近い形でデモンストレーションを行った上でアンケートを実施したことにより、今後の電子公文書等の移管についての制度化の協議にも有効な回答が得られるなど、結果的には当初想定以上の成果があったものと考えている。

また当該調査は、プロトタイプシステムを用いた実証実験であることから、通常の調査に比べて多額の予算を計上していたところ、総合評価方式による一般競争入札を行うことにより、当初予定よりも経費が削減できた。

ウ 総合的な評価

中間書庫パイロット事業の実施により、今後の中間書庫制度の本格運用に向けた準備が進められるとともに、電子公文書の移管等を平成23年度から実施するための調査研究も着実に実施し、公文書館制度の充実に向けた成果をあげることができた。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

平成21年6月に成立した「公文書等の管理に関する法律」の施行及び国立公文書館制度の拡充を含めた、公文書の保存に向けた体制の整備に取り組む必要がある。

平成21年度は新規に「公文書管理課」を設置し、公文書管理に係る取組を明確にしたところであるが、平成22年度以降も引き続き組織体制の充実強化に努めることとしている。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・ 中間書庫パイロット事業 取扱文書量を拡大し、中間書庫パイロット事業を着実に実施する。	予算要求	予算の拡充を検討
	事務の改善等	取扱文書量を拡大し、より積極的に事業を推進する。
・ 公文書管理法の施行 新規の法律施行に必要な業務を着実に実施する。	予算要求	新規要求の必要
	事務の改善等	新規の法律施行に必要な業務を着実に実施していく。
・ 全般	予算要求	公文書館制度施行に必要な予算とともに、公文書管理法の施行に向けた取組及び、国立公文書館の拡充を含めた、公文書の保存・利用に必要な体制整備のための予算を要求することとしている。
	事務の改善等	公文書等の管理・保存構想検討のための調査委託等に当たっては、これまで一般競争により入札を行っていたところであるが、今後とも一層の経費削減に努める。

(用語)

- ・ 予算要求：平成 22 年度概算要求に反映
- ・ 事務の改善等：事業の実施方法の見直し（事務改善や契約方法の改善）、事業の統廃合による合理化、事業の廃止等を平成 21 年度及び 22 年度の施策実施に反映

4 有識者の意見等

資料 1「公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告(平成 20 年 11 月)」参照。

5 参考文献及びデータ等

- ・ 公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告(平成 20 年 11 月)(資料 1)
- ・ 中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書(平成 18 年 6 月)

(参考)達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
ア	中間書庫パイロット事業における取扱い文書数対前年比増	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した
イ	電子公文書等の移管、保存等に関する調査研究等の適切な研究成果の確保	平成18年6月の内閣官房長官懇談会報告書の提言等を踏まえて目標値を設定した